

石川県教育委員会事務局等組織規則 新旧対照表

改正案

(本庁の分課)  
 第四条 本庁に次に掲げる分課を置く。

分課

- 企画調整室
- 庶務課
- 教職員課
- 学校指導課
- 生涯学習課
- 文化財課
- スポーツ健康課

(分課の分掌事務)  
 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分課名	分掌事務
企画調整室	1  教育委員会内の政策及び予算の企画調整に関すること。 2  教育委員会内の事務の連絡調整等に関すること。
庶務課	1  11略 12  15略 16  略 17  16略 18  17略 18  18略 28  27略
教職員課	1  7略 8  略 9  10略
28  27略 企画調整室の庶務に関すること。	
17  16略 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。	
12  15略	
1  11略	
9  10略 教育職員の免許に関すること。	

第六条～第七条 略

現行

(本庁の分課)  
 第四条 本庁に次に掲げる分課を置く。

分課

- 庶務課
- 教職員課
- 学校指導課
- 生涯学習課
- 文化財課
- スポーツ健康課

(分課の分掌事務)  
 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分課名	分掌事務
庶務課	1  11略 12  15略 13  16略 17  16略 18  17略 19  18略 20  19略 20  29略
教職員課	1  7略 8  略 9  10略
20  29略 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。	
19  18略 教育行政の総合企画に関すること。	
13  16略	
12  15略	
1  11略	
9  10略 教育職員の免許検定に関すること。	

第六条～第七条 略

第八条 本庁の各課は、次の事項（企画調整室にあつては、第一号を除く。）を処理しなければならない。

- 一 主管事務についての予算の執行に関すること。
- 二 その他教育委員会が特に定める事務

第九条 前条に規定するもののほか、本庁には、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、室次長及び課長補佐にあつては、これらを置かないことができる。

職	組織	職務
課長	分課（企画調整室を除く。）	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長	分課（企画調整室に限る。）	上司の命を受け、当該分課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室次長	分課（企画調整室に限る。）	当該室長を補佐する。
課長補佐	分課	課長を補佐し、又は上司の命を受け特定の事務を処理する。

2 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置くことができるものとし、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	教育機関等	職務
略	略	略

第十条（第十一条 略）

（教育機関等の名称、分掌事務等）  
第十二条 教育機関等の名称、位置、内部組織及び分掌事務は、次のとおりとする。

一（三）略

第八条 本庁の各課は、次の事項を処理しなければならない。

- 一 主管事務についての予算の執行に関すること。
- 二 その他教育委員会が特に定める事務

第九条 前条に規定するもののほか、本庁には、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	組織	職務
課長	分課	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長補佐	分課	課長を補佐し、又は上司の命を受け特定の事務を処理する。

2 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置くことができるものとし、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	組織	職務
統計主事	庶務課	上司の命を受け、指定統計その他統計調査の事務に従事する。
略	略	略

第十条（第十一条 略）

（教育機関等の名称、分掌事務等）  
第十二条 教育機関等の名称、位置、内部組織及び分掌事務は、次のとおりとする。

一（三）略

四 教育センター

名称	位置	内部組織	分掌事務
石川県教育センター	金沢市高尾町	庶務課 企画調査課 研修課 教育相談課	1 教育職員の現職教育に関すること。 2 教育に関する研究、調査及び資料収集に関すること。 3 教育相談に関すること。 4 情報教育に関すること。

五 金沢城調査研究所

名称	位置	分掌事務
石川県金沢城調査研究所	金沢市尾山町	1 金沢城の調査研究に関すること。 2 金沢城関連史料の整理・収集に関すること。 3 金沢城関連城郭等の調査研究に関すること。 4 金沢城に関する調査成果等の普及・啓発に関すること。

第十三条 略

(内部組織の職)

第十四条第一項 略

2 次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる教育機関等に置くことができるものとし、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	教育機関等	職務
略	略	略
教授	教育センター	所長の命を受け、教育職員に対する研修指導並びに教育に関する研究及び調査等の業務に従事する。
室長	図書館	館長の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
略	略	略

四 教育センター

名称	位置	内部組織	分掌事務
石川県教育センター	金沢市高尾町	庶務課 企画課 研修課 教育相談課 情報教育課	1 教育職員の現職教育に関すること。 2 教育に関する研究、調査及び資料収集に関すること。 3 教育相談に関すること。 4 情報教育に関すること。

五 金沢城調査研究所

名称	位置	分掌事務
石川県金沢城調査研究所	金沢市広坂二丁目	1 金沢城の調査研究に関すること。 2 金沢城関連史料の整理・収集に関すること。 3 金沢城関連城郭等の調査研究に関すること。 4 金沢城に関する調査成果等の普及・啓発に関すること。

第十三条 略

(内部組織の職)

第十四条第一項 略

2 次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる教育機関等に置くことができるものとし、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	教育機関等	職務
略	略	略
教授	教育センター	所長の命を受け、教育職員に対する研修指導並びに教育に関する研究及び調査等の業務に従事する。
略	略	略

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中「庶務課」を「企画調整室 庶務課」に改める。

第五条の表中

分課名	分掌事務

を

企画調整室	分課名	分掌事務
		1 教育委員会内の政策及び予算の企画調整に関すること。 2 教育委員会内の事務の連絡調整等に関すること。

に改める。

第五条の表庶務課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から十六号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、同項第十九号中「指定統計」を「基幹統計」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第二十号から同項第二十八号までを二号ずつ繰り上げ、第二十九号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

28 企画調整室の庶務に関すること。

第五条の表教職員課の項第八号中「免許検定」を「免許」に改める。

第八条中「次の事項」の下に「（企画調整室にあつては、第一号を除く。）」を加える。  
 第九条第一項に次のただし書きを加える。  
 ただし、室次長及び課長補佐にあつては、これらを置かないことができる。  
 第九条第一項の表課長の項中「分課」の下に「（企画調整室を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

室長	分課（企画調整室に限る。）	上司の命を受け、当該分課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室次長	分課（企画調整室に限る。）	当該室長を補佐する。

第九条第二項の表統計主事の項を削る。  
 第十二条第一項第四号の表内部組織の欄中「企画課」を「企画調査課」に改め、「情報教育課」を削り、同項第五号の表中「広坂二丁目」を「尾山町」に改める。  
 第十四条第二項の表教授の項の次に次のように加える。

室長	図書館	館長の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	-----	-------------------------------

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号

石川県立能都北辰高等学校練習船運用規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条 石川県立能都北辰高等学校練習船加能丸（以下「加能丸」という。）は、石川県立能都北辰高等学校及び石川県立能登高等学校生徒（以下「生徒」という。）に実習を通じて水産に関する技能を習得させ、将来中堅漁業者としての素地を養うとともに、遠洋漁業の指導及び振興をはかることを目的とする。</p>	<p>第一条 石川県立能都北辰高等学校練習船加能丸（以下「加能丸」という。）は、石川県立能都北辰高等学校 生徒（以下「生徒」という。）に実習を通じて水産に関する技能を習得させ、将来中堅漁業者としての素地を養うとともに、遠洋漁業の指導及び振興をはかることを目的とする。</p>

石川県立能都北辰高等学校練習船運用規則の一部を改正する規則

石川県立能都北辰高等学校練習船運用規則（昭和三十二年石川県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石川県立能都北辰高等学校」の下に「及び石川県立能登高等学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

石川県立能都北辰高等学校練習船運用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号



庁 中 一 般  
出 先 機 関  
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月 日

石川県教育委員会

別表第2本庁の課長の個別的専決事項の表教職員課長の項第4号に次のように加える。

- (3) 第九条の二第一項の規定による免許状の有効期間の更新
- (4) 第九条の二第五項の規定による免許状の有効期間の延長
- (5) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号 以下この項において「改正法」という。）附則第二条第二項の規定による免許状更新講習の修了確認
- (6) 改正法附則第二条第三項第三号の規定による免許状更新講習の修了後二年二月の期間内にあることの確認
- (7) 改正法附則第二条第四項の規定による修了確認期限の延期
- (8) 改正法附則第二条第五項の規定による免許状更新講習の受講免除の認定

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

石川県教育委員会文書管理規程 新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表第1(第6条関係) 文 書 番 号 の 記 号		別表第1(第6条関係) 文 書 番 号 の 記 号	
課名又は出先機関名	記 号	課名又は出先機関名	記 号
企画調整室 庶務課 教職員課 学校指導課 生涯学習課 文化財課 スポーツ健康課 小松教育事務所 金沢教育事務所 中能登教育事務所 奥能登教育事務所 図書館 生涯学習センター 輪島漆芸技術研修所 教育センター 金沢城調査研究所	教 企 教 庶 教 職 教 学 教 生 教 文 教 入 小 教 金 教 中 能 教 奥 能 教 函 教 生 セ 輪 漆 教 セ 金 城	庶務課 教職員課 学校指導課 生涯学習課 文化財課 スポーツ健康課 小松教育事務所 金沢教育事務所 中能登教育事務所 奥能登教育事務所 図書館 生涯学習センター 輪島漆芸技術研修所 教育センター 金沢城調査研究所	教 庶 教 職 教 学 教 生 教 文 教 入 小 教 金 教 中 能 教 奥 能 教 函 教 生 セ 輪 漆 教 セ 金 城

改 正 案

別表第3 (第58条関係)

文 書 番 号 の 記 号

学 校 名	記 号	学 校 名	記 号
金 沢 錦 丘 中 学 校	金 錦 中	羽 昨 工 業 高 等 学 校	羽 工 高
大 聖 寺 実 業 高 等 学 校	大 実 高	宝 達 高 等 学 校	宝 高
大 聖 寺 高 等 学 校	大 高	志 賀 高 等 学 校	志 高
加 賀 高 等 学 校	加 高	高 浜 高 等 学 校	高 高
加 賀 聖 城 高 等 学 校	加 聖 高	七 尾 東 雲 高 等 学 校	七 東 高
小 松 商 業 高 等 学 校	小 商 高	七 尾 高 等 学 校	七 高
小 松 工 業 高 等 学 校	小 工 高	七 尾 城 北 高 等 学 校	七 城 高
小 松 高 等 学 校	小 高	鹿 西 高 等 学 校	鹿 高
小 松 北 高 等 学 校	小 北 高	田 鶴 浜 高 等 学 校	田 鶴 高
小 松 明 峰 高 等 学 校	小 明 高	中 島 高 等 学 校	中 高
寺 井 高 等 学 校	寺 高	富 来 高 等 学 校	富 高
鶴 来 高 等 学 校	鶴 高	穴 水 高 等 学 校	穴 高
野 々 市 明 倫 高 等 学 校	野 明 高	門 前 高 等 学 校	門 高
松 任 高 等 学 校	松 高	能 登 高 等 学 校	能 高
翠 星 高 等 学 校	翠 高	能 都 北 辰 高 等 学 校	能 北 高
金 沢 錦 丘 高 等 学 校	金 錦 高	能 登 青 翔 高 等 学 校	能 青 高
金 沢 泉 丘 高 等 学 校	金 泉 高	輪 島 高 等 学 校	輪 高
金 沢 二 水 高 等 学 校	金 二 高	輪 島 実 業 高 等 学 校	輪 実 高
金 沢 中 央 高 等 学 校	金 中 高	珠 洲 実 業 高 等 学 校	珠 实 高
金 沢 伏 見 高 等 学 校	金 伏 高	飯 田 高 等 学 校	飯 高
金 沢 辰 巳 丘 高 等 学 校	金 辰 高	盲 学 校	盲 学
金 沢 商 業 高 等 学 校	金 商 高	ろ う 学 校	ろ う 学
工 業 高 等 学 校	工 高	総 合 養 護 学 校	総 養 学
金 沢 桜 丘 高 等 学 校	金 桜 高	小 松 瀬 領 養 護 学 校	小 瀬 養 学
金 沢 西 高 等 学 校	金 西 高	養 護 学 校	養 護 学
金 沢 北 陵 高 等 学 校	金 北 高	錦 城 養 護 学 校	錦 養 学
金 沢 向 陽 高 等 学 校	金 向 高	小 松 養 護 学 校	小 養 学
内 灘 高 等 学 校	内 高	明 和 養 護 学 校	明 養 学
津 幡 高 等 学 校	津 高	七 尾 養 護 学 校	七 養 学
羽 昨 高 等 学 校	羽 高	医 王 養 護 学 校	医 養 学
羽 松 高 等 学 校	羽 松 高		

現 行

別表第3 (第58条関係)

文 書 番 号 の 記 号

学 校 名	記 号	学 校 名	記 号
金 沢 錦 丘 中 学 校	金 錦 中	羽 松 高 等 学 校	羽 松 高
大 聖 寺 実 業 高 等 学 校	大 実 高	羽 昨 工 業 高 等 学 校	羽 工 高
大 聖 寺 高 等 学 校	大 高	宝 達 高 等 学 校	宝 高
加 賀 高 等 学 校	加 高		
加 賀 聖 城 高 等 学 校	加 聖 高	高 浜 高 等 学 校	高 高
小 松 商 業 高 等 学 校	小 商 高	七 尾 東 雲 高 等 学 校	七 東 高
小 松 工 業 高 等 学 校	小 工 高	七 尾 高 等 学 校	七 高
小 松 高 等 学 校	小 高	七 尾 城 北 高 等 学 校	七 城 高
小 松 北 高 等 学 校	小 北 高	鹿 西 高 等 学 校	鹿 高
小 松 明 峰 高 等 学 校	小 明 高	田 鶴 浜 高 等 学 校	田 鶴 高
寺 井 高 等 学 校	寺 高	中 島 高 等 学 校	中 高
鶴 来 高 等 学 校	鶴 高	富 来 高 等 学 校	富 高
野 々 市 明 倫 高 等 学 校	野 明 高	穴 水 高 等 学 校	穴 高
松 任 高 等 学 校	松 高	門 前 高 等 学 校	門 高
翠 星 高 等 学 校	翠 高		
金 沢 錦 丘 高 等 学 校	金 錦 高	能 都 北 辰 高 等 学 校	能 北 高
金 沢 泉 丘 高 等 学 校	金 泉 高	能 登 青 翔 高 等 学 校	能 青 高
金 沢 二 水 高 等 学 校	金 二 高	輪 島 高 等 学 校	輪 高
金 沢 中 央 高 等 学 校	金 中 高	輪 島 実 業 高 等 学 校	輪 实 高
金 沢 伏 見 高 等 学 校	金 伏 高	珠 洲 実 業 高 等 学 校	珠 实 高
金 沢 辰 巳 丘 高 等 学 校	金 辰 高	飯 田 高 等 学 校	飯 高
金 沢 商 業 高 等 学 校	金 商 高	盲 学 校	盲 学
工 業 高 等 学 校	工 高	ろ う 学 校	ろ う 学
金 沢 桜 丘 高 等 学 校	金 桜 高	総 合 養 護 学 校	総 養 学
金 沢 西 高 等 学 校	金 西 高	小 松 瀬 領 養 護 学 校	小 瀬 養 学
金 沢 北 陵 高 等 学 校	金 北 高	養 護 学 校	養 護 学
金 沢 向 陽 高 等 学 校	金 向 高	錦 城 養 護 学 校	錦 養 学
内 灘 高 等 学 校	内 高	小 松 養 護 学 校	小 養 学
津 幡 高 等 学 校	津 高	明 和 養 護 学 校	明 養 学
羽 昨 高 等 学 校	羽 高	七 尾 養 護 学 校	七 養 学
		医 王 養 護 学 校	医 養 学

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年石川県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成21年 月 日

石川県教育委員会

別表第1中 庶務課 教 庶 を 企画調整室 教 企 庶務課 教 庶

に改める。

別表第3を次のように改める。

別表3（第58条関係）

文 書 番 号 の 記 号

学 校 名	記 号	学 校 名	記 号
金沢錦丘中学校	金錦中	羽咋工業高等学校	羽工高
大聖寺実業高等学校	大実高	宝達高等学校	宝高
大聖寺高等学校	大高	志賀高等学校	志高
加賀高等学校	加高	高浜高等学校	高高
加賀聖城高等学校	加聖高	七尾東雲高等学校	七東高
小松商業高等学校	小商高	七尾高等学校	七高
小松工業高等学校	小工高	七尾城北高等学校	七城高
小松高等学校	小高	鹿西高等学校	鹿高
小松北高等学校	小北高	田鶴浜高等学校	田鶴高
小松明峰高等学校	小明高	中島高等学校	中高
寺井高等学校	寺高	富来高等学校	富高
鶴来高等学校	鶴高	穴水高等学校	穴高
野々市明倫高等学校	野明高	門前高等学校	門高
松任高等学校	松高	能登高等学校	能高
翠星高等学校	翠高	能都北辰高等学校	能北高
金沢錦丘高等学校	金錦高	能登青翔高等学校	能青高
金沢泉丘高等学校	金泉高	輪島高等学校	輪高
金沢二水高等学校	金二高	輪島実業高等学校	輪実高
金沢中央高等学校	金中高	珠洲実業高等学校	珠実高
金沢伏見高等学校	金伏高	飯田高等学校	飯高
金沢辰巳丘高等学校	金辰高	盲学校	盲学
金沢商業高等学校	金商高	ろう学校	ろう学
工業高等学校	工高	総合養護学校	総養学
金沢桜丘高等学校	金桜高	小松瀬領養護学校	小瀬養
金沢西高等学校	金西高	養護学校	養護
金沢北陵高等学校	金北高	錦城養護学校	錦養学
金沢向陽高等学校	金向高	小松養護学校	小養学
内灘高等学校	内高	明和養護学校	明養学
津幡高等学校	津高	七尾養護学校	七養学
羽咋高等学校	羽高	医王養護学校	医養学
羽松高等学校	羽松高		

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第15条第1項の規定により設置した企画調整室は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月 日

石川県教育委員会